

船舶インシデント調査報告書

令和6年1月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	令和5年4月10日 10時54分ごろ
発生場所	千葉県千葉港葛南区江戸川河口付近 浦安沖灯標から真方位035° 4.5海里付近 (概位 北緯35° 40.4′ 東経139° 56.8′)
インシデントの概要	油タンカー第八高栄丸は、南東進中、浅所に座洲した。
インシデント調査の経過	令和5年5月10日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	油タンカー 第八高栄丸、81トン
船舶番号、船舶所有者等	134894、高栄石油株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、荷役の目的で、京浜港川崎区の製油所に向けて千葉港葛南区の公共岸壁を出航したのち、江戸川河口付近の水深約5m、幅約120mの水路（以下「本件水路」という。）を約7ノットの対地速力で南東進した。</p> <p>船長は、後方から接近する本船より速力の大きい大型タンカーが本船を右舷側から追い越すことができるよう本件水路の東端に寄って航行しようとしたところ、本船が本件水路の東端付近の浅所に座洲した。</p> <p>本船は、船長が本インシデントの発生を船舶所有会社担当者に連絡し、同担当者が手配した引船により離洲した。</p> <p>船長は、本インシデント発生場所付近を航行した経験が複数回あり、浅所の存在を知っており、本インシデント時、GPSプロッター等を作動させていたが、主に目視によって航行していた。</p> <p>海図W1088（千葉港葛南）によれば、本インシデント発生場所は、水深が約0.8mである。</p> <p>本船の喫水は、船首約1.5m、船尾約2.5mであった。</p> <p>運輸安全委員会の船舶事故ハザードマップ*1によれば、平成21年以降、江戸川河口付近において、座洲及び乗揚事故が5件発生しており、次のとおり注意喚起情報を掲載している。</p>

*1 「船舶事故ハザードマップ」とは、船舶事故や航行安全に関する情報を世界地図上に表示させる運輸安全委員会によるインターネットサービスをいう。URL: <https://jtsb.mlit.go.jp/hazardmap/>

	<p>市川水路付近は乗揚（座洲）に注意！</p> <p>水路は狭く中央付近以外は浅いので、水路に入出航する際にはショートカットせず第1号灯浮標と第2号灯浮標の間を航行すること。</p> <p>水路を航行する際の針路は、入航時真方位330度、出航時真方位150度として、水路の中央付近を航行すること。</p>
分析	<p>本船は、本件水路を南東進中、船長が、後方から接近する大型タンカーに右舷側を追い越させようとし、目視のみで本件水路の東端付近を航行したことから、同水路東端付近の浅所に座洲したものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、本件水路を南東進中、船長が、後方から接近する大型タンカーに右舷側を追い越させようとし、目視のみで本件水路の東端付近を航行したため、同水路東端付近の浅所に座洲したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、慣れた海域であっても、GPSプロッター等を十分に活用し、船位や水深を確認して航行すること。